

### 軽度者に対する福祉用具貸与届出要否確認書

特に軽度者の場合は、福祉用具を安易に利用することで、持てる能力の活用が図れず悪化につながることも想定されることから、適切なアセスメントと行い、課題解決のためには福祉用具貸与を必要とする状態像が見受けられる場合に利用を検討すること。

品目	対象	認定調査項目	選択肢	届出要否	
ア. 車いす・付属品		1-7 歩行	できない	届出不要	
			できない 以外	要届出	
		<b>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</b> 該当する基本調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。			届出不要
イ. 特殊寝台・付属品		1-3 寝返り、または、 1-4 起き上がり	1-3、1-4 どちらかができない	届出不要	
			1-3、1-4 どちらもできない 以外	要届出	
ウ. 床ずれ防止用具・体位変換器		1-3 寝返り	できない	届出不要	
			できない 以外	要届出	
エ. 認知症徘徊感知器	要支援 1・2  要介護 1	2-2 移動  ★ 2-2が全介助以外の場合は、右記3項目の全てが『届出★』となった場合のみ <b>要届出</b>	全介助	要届出	
			全介助 以外	届出不要	
			3-1 意思決定	できる	届出★
				できる 以外	届出不要
			3-2～3-7 のいずれか	できる	届出★
				できる 以外	届出不要
3-8～4-15 のいずれか	ない	届出★			
	ない 以外	届出不要			
主治医意見書で認知症の症状がある旨の記載がある場合				届出不要	
オ. 移動用リフト (つり具部分を除く)		1-8 立ち上がり、または、 2-1 移乗	1-8 できない、または、 2-1 全介助・一部介助	届出不要	
			1-8 できない 以外、または、 2-1 全介助・一部介助 以外	要届出	
		【段差解消機のみ】 <b>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</b> 該当する基本調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。			届出不要
カ. 自動排泄処理装置	要支援 1・2 要介護 1・2・3	2-6 排便 2-1 移乗	2-6、2-1 いずれも全介助	届出不要	
			2-6、2-1 いずれも全介助 以外、 または、どちらかが全介助 以外	要届出	

\* 自立支援、重度化防止の視点で、福祉用具の利用の妥当性や適切性について、サービス担当者会議での協議が必要である。なお、算定の期間は概ね6か月以内とする。

\* 福祉用具貸与事業所から基本調査の内容の照会があった際は、調査票の写しより、調査票の実施日、本人確認、当該軽度者の確認が必要な状態像の部分のみを文書で回答する。

\* 届出が必要な場合等は、市のホームページを参考にしてください。

\* 不明な場合は、市長寿介護課にご相談ください。